

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成18年9月1日

**【発行者名】** 日本コマーシャル投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 牧野 知弘

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

**【事務連絡者氏名】** パシフィック・コマーシャル・インベストメント株式会社  
取締役管理部ゼネラルマネージャー 齋藤 徹也

**【電話番号】** 03-5251-3810

**【届出の対象とした募集  
(売出)内国投資証券に係  
る投資法人の名称】** 日本コマーシャル投資法人

**【届出の対象とした募集  
(売出)内国投資証券の形  
態及び金額】** 形態：投資証券  
発行価額の総額：一般募集 76,956,337,500円  
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し  
5,673,000,000円

(注1) 発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、一般募集における発行価格の決定に先立ち発行価格の仮条件を決定しましたので、平成18年8月21日付をもって提出した有価証券届出書（同年8月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するとともに記載内容の一部についても訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正箇所及び訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

##### 1 募集内国投資証券

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(13) 手取金の使途

(14) その他

##### ③ 本邦以外の地域における発行

(ロ) 海外募集の概要

b. 海外募集に係る発行価額の総額

##### 2 売内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(4) 売価額の総額

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

(2) 投資対象

##### ⑪ 個別取得予定資産の概要

(ロ) 「エンジニアリングレポートの概要」欄に関する説明

### 第三部 投資法人の詳細情報

#### 第3 管理及び運営

##### 3 投資主・投資法人債権者の権利

(2) その他の共益権

① 代表訴訟提起権（投信法第34条の8第3項、第116条、第119条、会社法第847条）

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

#### 1【募集内国投資証券】

##### (4)【発行価額の総額】

<訂正前>

85,750,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」をご参照下さい。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

76,956,337,500円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」をご参照下さい。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

##### (5)【発行価格】

<訂正前>

(前略)

(注2) 発行価格の決定に先立って、平成18年9月1日（金）に発行価格に係る仮条件を提示する予定です。当該仮条件は、本投資法人の取得予定資産の内容その他本投資法人に係る情報、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2) 発行価格の仮条件は、460,000円以上470,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人の取得予定資産の内容その他本投資法人に係る情報、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し決定しました。

(後略)

### (13) 【手取金の使途】

＜訂正前＞

国内募集における手取金（85,750,000,000円）については、国内募集と同日付をもって決議された海外募集における手取金（36,750,000,000円）及び第三者割当による新投資口発行の手取金（上限6,100,000,000円）と併せて、本投資法人による特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金等に充当します。

（注1） 上記の第三者割当については、後記「2 売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）（3）売出数（注1）」をご参照下さい。

（注2） 上記の手取金は、本書の日付現在における見込額です。

＜訂正後＞

国内募集における手取金（76,956,337,500円）については、国内募集と同日付をもって決議された海外募集における手取金（32,981,287,500円）及び第三者割当による新投資口発行の手取金（上限5,474,445,000円）と併せて、本投資法人による特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金等に充当します。

（注1） 上記の第三者割当については、後記「2 売出国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）（3）売出数（注1）」をご参照下さい。

（注2） 上記の手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

### (14) 【その他】

#### ③ 本邦以外の地域における発行

（ロ） 海外募集の概要

b. 海外募集に係る発行価額の総額

＜訂正前＞

36,750,000,000円

（注） 海外募集に係る発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。なお、国内募集及び海外募集における投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内募集における本投資証券の発行価額の総額が占める割合は、100分の50を超えるものとします。

＜訂正後＞

32,981,287,500円

（注） 海外募集に係る発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。なお、国内募集及び海外募集における投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内募集における本投資証券の発行価額の総額が占める割合は、100分の50を超えるものとします。

## 2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (4)【売出価額の総額】

<訂正前>

6,100,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

5,673,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 2 投資方針

##### (2) 投資対象

###### ① 個別取得予定資産の概要

(ロ) 「エンジニアリングレポートの概要」欄に関する説明

<訂正前>

(前略)

- d. 建物地震リスク調査の「再調達価格」欄には、株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント株式会社により算出された評価対象の建物を調査時点において再調達することを想定した場合において必要とされる適正な原価の総額を記載しています。

<訂正後>

(前略)

- d. 建物地震リスク調査の「再調達価格」欄には、株式会社損保ジャパン・リスクマネジメントにより算出された評価対象の建物を調査時点において再調達することを想定した場合において必要とされる適正な原価の総額を記載しています。

### 第三部【投資法人の詳細情報】

#### 第3【管理及び運営】

#### 3【投資主・投資法人債権者の権利】

##### (2) その他の共益権

- ① 代表訴訟提起権（投信法第34条の8第3項、第116条、第119条、会社法第847条）

<訂正前>

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴訟の提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴訟を提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴訟を提起することができます。

<訂正後>

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴訟の提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴訟を提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴訟を提起することができます。